

日本文化講義に関する通牒と実施要綱

——名古屋大学経済学部所蔵「日本文化講義」関係史料について——

中 村 治 人

一 日本文化講義について

日本文化講義は、学生生徒の思想対策、高等教育機関における国体明徴施策として帝国大学を初めとする直轄諸学校に対し一九三六年度から文部省統制下での実施が命じられ、一九四四年の決戦非常措置要綱下における学校工場化および通年動員実施後も、さらに一九四五年の戦時教育令下においても継続された。ところが、この特異な講義に関する史料は少なく、研究蓄積もほとんどない。また、同講義に言及のある場合でも、その多くが依拠していると推測される近代教育史研究の基礎史料集としての性格を持つ『近代日本教育制度史料』（同編纂会編、一九五六—一九五九年）第七巻および第三十五巻のあいまいな記述による混乱がみられるのである。

『近代日本教育制度史料』第七巻が収録する日本文化講義関係の史料は、ここで紹介する「史料5」「史料6」に

相当する一九三七年の通牒二点であり、これに対応する解説は「また昭和十一年十二年に各大学、専門学校に対し日本文化講義実施方〔一〇、一二〕が通達された。」（三〇〇頁）という一文のみである。「昭和十一年」という文言はおそらく史料中の「昭和十一年七月二十一日付発思八七号通牒ノ趣旨ニ依リ」を踏襲したに過ぎず、「発指八七号」の内容も日本文化講義実施の有無も確認できない状態である。また、同史料集編纂時の資料カードに基づいて作製されたという第三十五巻の「明治以降教育制度年表」では、一九三七年四月三〇日の項に「文部省直轄学校におけるへ日本文化講義要綱」を制定。」（三五四頁）と記されるにとどまっている。

『近代日本教育制度史料』以外の日本文化講義に関する史料として現時点で参照できるものは、文部省思想局が発行した『思想時報』5・6（一九三六年度分のみ）や思想局が拡充改組した教学局の『教学局時報』第一号～第九号（一九三七年度～一九三八年度分のみ）が実施要綱および実施状況一覧を掲載している。他には『帝国大学新聞』が大学と高等学校とに限定された実施状況を伝えているが不完全であり、あとは個別の「学校一覧」の記載事項を逐一確認することに依らざるをえないであろう。

こうした史料的制約の影響は大きく、たとえば日本の近代教育に関する最大規模の通史である『日本近代教育百年史』（国立教育研究所編、一九七四年）の第一巻（四四六頁～四四七頁）や、現在でも一般書店で入手可能な数少ない教育史年表である『日本教育史年表』（伊ヶ先暁生・松島栄一編、三省堂、一九九〇年）などにおいて一九三七年に同要綱決定とされているのである。

以上のような状況にあって、名古屋大学五十年史はその編纂過程で経済学部に保存されていた名古屋高等商業学校以来の史料を活用することができ、部局史においても、日本文化講義の実施状況を詳細に記述することが可能となつた。しかし、筆者が他大学の資料室や年史編纂担当者に問い合わせた限りでは、現在まで同様

の史料が確認されたという情報を得ていはない。

二 経済学部所蔵の関係簿冊について

名古屋大学経済学部に保存されている名古屋高等商業学校関係史料中、名古屋大学五十年史編纂にあたりその存在が明らかとなつた日本文化講義に関する簿冊は次の四点である。

〔A〕『自昭和十一年度至昭和十三年度 日本文化講義ニ関スル書類 教務課』

〔B〕『自昭和十四年度至昭和十六年度 日本文化講義ニ関スル書類 教務課』

〔C〕『自昭和十七年度至昭和十八年度 日本文化講義ニ関スル書類 教務課』

〔D〕『自昭和十四年度至昭和十九年度 日本文化講義ニ関スル綴 教務課』

〔A〕〔B〕〔C〕は各年度の関係文書を分冊に仕立てたもので、基本的な内用は、日本文化講義実施要綱、実施計画書、講師との往復文書、実施報告書、その他関係通牒等である。後に提示する「史料1」から「史料19」はこの三冊に収められた実施要綱および主要通牒である。

〔D〕は右記の三点とは異なり参考資料集として一冊にまとめられたもので、その内容は次の通りである。

〔a〕日本文化講義講師表

〔b〕昭和十四年二月 日本文化講義実施状況一覧（昭和十四年二月十日迄ニ報告アリタルモノ）

〔c〕昭和十五年二月 日本文化講義実施状況一覧（抄録）

〔d〕昭和十五年度日本文化講義実施一覧表（昭和十五年三月五日迄ニ報告アリタルモノ）

〔e〕昭和十九年九月 宗教関係講師名簿

〔a〕は、歴史（一九名）、哲学（三九名）、教育（三名）国文（七名）、芸術（七名）、法政（二十四名）、経済（一〇名）、自然科学（一七名）、追記（一〇名）と、各領域から一三九名が列挙されたものである。作成ないし配布の期日の記載はないが、表中「京大文学部教授」として羽田亨（第十二代総長・一九三八年十一月—一九四五年十一月）が、「京大総長」として松井元興（第十代総長・一九三三年七月—一九三七年六月）が見られるなどから、一九三七年六月以前に作成されたものであることがおしぬかれる。また、これに対応すると見られる史料が〔A〕中にある。

拝啓三伏の候益々御清安奉大賀候

陳者日本文化講義に関し先般御会同の際御話申上候講師表御参考迄に別紙貴覧に供し候
素より右は全く私的のものにして此の他に適當なる講師は多々可有之決して之に限定する意向には無之何分此の辺の意味は十分御含み置き被成下度候

先は乍延引右御通知迄如斯御座候

月 日

敬具

文部省思想局思想課長

田中義男

殿

一枚のみで日付も宛名もない状態ではあるが、「昭和十二年一月二十八日」付と「昭和十二年六月二十一日」付の文書の間に綴じ込まれており、一九三七年以前のものであると考えられ、「a」配布時の鑑であると見てよいであろう。この推測が正しければ、「三伏の候」という冒頭の記述から、一九三六年六月に開催された高等学校校長会議および実業専門学校校長会議、あるいは七月に開催された直轄学校学生生徒主事会議に際し文部省（思想局）内で作成された名簿が話題に上り、七月ないし八月頃にこの鑑を付して配布されたものということになる。

〔b〕〔c〕〔d〕は文字通り各年度の実施状況一覧であり、「d」の「昭和十五年三月五日迄ニ」が「昭和十六年三月五日迄ニ」の誤記であることは「B」の実施計画ないし実施報告を見れば明らかである。これら三点に関し唯一確認できる鑑は「b」に付された次のものである。

拝啓春寒科峭の候愈々御清穆之段奉慶賀候

陳者去る十七日付本局指導部長より照会に及び候明年度日本文化講義講師に關し目下御銓衡相成り居らることと存じ候就いては本年度実施状況一覽御参考までに同封御送付申上候間御一覽被成下度候
先は右御送付迄如斯御座候

敬具

二月二十二日

教学局指導部指導課長

水野敏雄

〔e〕は次のような鑑とともに綴じ込まれている。

発教一八七号

昭和十九年九月二十二日

文部省教学局長

名古屋経済専門学校校長殿

名古屋工業経営専門学校校長殿

今般　日本文化講義等ニ於ケル宗教関係講師選定ノ参考資料トシテ「宗教関係講師名簿」作成致シタルニ付一部別途及送付

追而本名簿取扱ニ関シテハ十分御注意アリ度

これに續く名簿冒頭の「例言」には、「本名簿ハ主トシテ大学高等専門学校等ニ於テ宗教関係ノ講演ヲ依頼セラル、ニ当リ其ノ参考ニ供センガ為作製セルモノナリ」の文言もあり、「時局」の逼迫を象徴するものと言えよう。

三一 史料

「史料1」から「史料8」までは『自昭和十一年度至昭和十三年度　日本文化講義ニ関スル書類　教務課』の、「史料9」から「史料14」までは『自昭和十四年度至昭和十六年度　日本文化講義ニ関スル書類　教務課』の、「史料15」から「史料19」までは『自昭和十七年度至昭和十八年度　日本文化講義ニ関スル書類　教務課』の所収である。なお、ここで紹介する史料原本は名古屋大学経済学部の所蔵であり、現時点においては名古屋大学史資料室での閲覧はできないことをおことわ

りしておく。

「史料1」

庶収第二一四号

発思八七号

昭和十一年「七月」二十二日

文部省思想局長

名古屋高等商業学校長殿

日本文化講義実施ニ関スル件

先般会同ノ際協議ニ及ヒタル標記ノ件ニ付テハ種々御配慮ノ事ト存スルモ其ノ実施ニ関シ別記要綱ニ準拠シテ夫々
御計画相成様致度依命此段及通牒

追テ所期ノ目的ヲ達成シ実効ヲ挙クル為ニ講師ノ適否ハ最モ肝要ノ事ナルヲ以テ選定ニ付テハ特ニ御配意相煩度尚
従来実施シタル特別講義制度ハ之ヲ廃止シ本講義ハ來ル九月ヨリ実施致スコトト相成ルニ付為念申添フ

日本文化講義実施要綱

一、目的

大学並直轄諸学校ノ学生生徒ニ対シ広ク人文ノ各方面ヨリ日本文化ニ関スル講義ヲ課シ以テ国民的性格ノ涵養

及ヒ日本精神ノ発揚ニ資スルト共ニ日本独自ノ学問、文化ニ関スル十分ナル理解体認ヲ得シムルタメ權威アル
学者等ニ委嘱シテ日本文化講義ヲ実施セントス

二、講師

人物、学問本位ニ銓衡シ国体、日本精神ノ真義ヲ明ニシ教学刷新ノ目的ヲ達スルニ適當ナル人ヲ選ヒ本省ニ合
議シテ決定スルコト
講師ハ本省ニ於テ委嘱ス

三、講義

(一) 回数及ヒ時間数

年五回、毎回二時間 計十時間

(二) 本講義ハ学科目ニ準シテ行フコト

(三) 右正規ノ回数ノ外ニ創立紀念日其ノ他行事ノ場合学校長ノ裁量ニ依リ適宜本講義ヲ施ス ルコトハ差支ナキ
モ予メ本省ニ合議スルコト

四、速記

本講義ハ速記ニ付シ速記録ヲ本省思想局長宛提出スルコト又学校ニ於テモ本省ノ承認ヲ得テ適宜之ヲ利用スル
ハ差支ナシ

尚地方ニ依リテハ適當ナル速記者ヲ求メ難キ向モ有之ヘキニ付斯カル場合ハ予メ事情ヲ具シ本省ト協議スルコ
ト

五、実施方法

実施スヘキ全計画（講義種目、講師其ノ他学校ノ特殊事情ニ依ル実施方法等）ハ予メ本省ト協議決定スルコト

- (一) 講義ノ計画書及ヒ予算書
計画書及ヒ予算書ハ左ノ各項ニ従ヒ夫々記入ノ上予算書ト共ニ予メ本省思想局長宛提出スルコト

(イ) 日本国文化講義計画書

学校名、講義日時及ヒ時間数、講師ノ職氏名

(ロ) 同予算書

講師謝礼、、、、、円 一人講義手当、、、、円、、、、時間分、、、、、円

旅費、日当、宿泊料、、、、、、、、、、、、円

速 料、、、、、円 一時間、、、、円、、、、時間分、、、、、円

- (二) 実施状況報告及ヒ収支決算書

講義終了後遅滯ナク実施状況ヲ左ノ各項ニ従ヒ報告スルコト

講師名及ヒ演題、講義日時及ヒ時間数、講義要旨、聴講生徒数並出席率、生徒ニ与ヘタル講義ノ影響
其ノ他参考トナルヘキ事項

右報告ト共ニ収支決算書ヲ本省思想局長宛提出スルコト

六、経費

本講義ニ対シ本省ヨリ支出スル予定金額ハ四七〇円ノ程度トシ講義計画書並予算書ニ依リ実施方ヲ指令スル際
別途支払委任ス

【史料2】

庶収第二二四号

発思八七号

昭和十一年七月二十二日

文部省思想局長

名古屋高等商業学校長殿

日本文化講義手当等計算方ニ関スル件

標記ノ件ニ關シテハ別記ノ標準ニ依リ夫々計算致スコト、シ別途通牒ノ実施要綱ニ從ヒ予算書作成ノ上講義計画書ト共ニ思想局長宛御提出相成度此段及通牒

記

一、日本文化講義講師ノ謝礼ハ一時間十五円以内ノ講義手当ニ「内国旅費規則」並ニ「内国旅費規則ニ依ル鉄道貨船賃ニ準シタル旅費、日當、宿泊料ヲ含メタルモノトスルコト官等ナキ者ニ付テハ右ニ準シテ計算スルコト（親任官ノ取扱ヲ要スヘキ者ニ付モ右ニ依ル相当額ノ支出差支ナキコト）

二、一校ニテ支出スヘキ謝礼ハ一定ノ講義手当、講師ノ任地若クハ住所地ヨリ其校所在地迄ノ船車馬賃（往復）、講師ノ任地若クハ住所地出発ノ日ヨリ帰着ノ日迄ノ日数ニ依ル日當、日當ヲ支払フヘキ日数ヨリ一日少ナキ夜数ノ宿泊料トヲ含メタルモノトスルコト

三、数校聯合シテ実施スル場合ニ於テ

(イ) 一校ニテ支出スヘキ謝礼ハ一定ノ講義手当、講師ノ任地若クハ住所地又ハ前講義校所在地ヨリ其ノ校所在地迄ノ船車馬賃、講師ノ任地若クハ住所地又ハ前講義校所在地出発ノ日ヨリ其ノ校所在地出発ノ日ノ前日迄ニ至ル日数ノ日当、日当ヲ支払フヘキ日数ト同夜数ノ宿泊料トヲ含メタルモノトスルコト

(ロ) 最後ノ講義校ニ於テ支出スヘキ謝礼ハ一定ノ講義手当、前講義校所在地ヨリ其校所在地ニ至ル迄ノ船車馬賃並ニ其ノ校所在地ヨリ講師ノ任地若クハ住所地ニ至ル迄ノ船車馬賃、前講義校所在地出発ノ日ヨリ講師ノ任地若クハ住所地ニ到着ノ日迄ノ日数ニ依ル日当、日当ヲ支払フヘキ日数ヨリ一日少ナキ夜数ノ宿泊料トヲ含メタルモノトスルコト

四、前記ノ謝礼ニ端数ヲ生シタルトキハ円位ニ止ムルコト

五、速記者ニ支払フヘキ速記料ハ一時間七円以内トス、但地方ノ状況ニ依リ右ノ標準ニ拠リ難キ場合ハ予メ本省ニ合議スルコト

「史料3」

秘収第二八五号

拝啓

時下秋冷の候益々御清安奉賀候

陳者日本文化講義速記録を利用せらるる場合は本省の承認を得べき旨七月二十二日付發思八七号通牒に指示有之候ところ右申請の場合は左記事項に付夫々記載の上申達相成度候

尚日本文化講義経費は通牒に指示相成たる通り本省一般会計経費より貴校へ支払委任し校館費支弁に無之に付御了承相成被成下度為念申添候

敬具

十月十五日

文部省思想局思想課長

田中義男

名古屋高等商業学校長殿

記

- 一、予メ講師ノ承諾ヲ得ルコト
- 二、印刷物ニ日本文化講義速記（又ハ要旨）並文部省藏版ナル旨明示スルコト
- 三、印刷物ハ無料配布トシ発行部数、配布範囲ヲ明記スルコト
- 四、印刷物八十部本省思想局長宛送附ノコト

〔史料4〕

教収第二三号

拝啓時下益々御清祥奉賀候陳者本年度日本文化講義に関しては逐次実施状況報告有之其の成績概ね良好なる趣喜敷存候昭和十二年度に於ても大体本年度の実施要綱に依り施設の見込に候ところ講師の選定、斡旋等年度以前に準備の必要も有之候に就ては貴校昭和十二年度日本文化講義を左記に依り御提出相煩度此段及御依頼候

記

一、講師候補者職氏名

二、講義予定日並実施回数

昭和十一年十二月十一日

文部省思想局長

名古屋高等商業學校長殿

「史料5」

教収第一三七号

発思一五号

昭和十二年四月五日

文部省思想局長

名古屋高等商業學校長殿

日本文化講義実施ニ関スル件

昭和十二年度直轄學校ニ於テ実施可相成日本文化講義ハ昭和十一年七月二十二日付発思八七号通牒ノ趣旨ニ依リ左記各要綱ニ基キ実施相成度此段及通牒

日本文化講義実施要綱

一、目的

大学並直轄諸学校ノ学生生徒ニ対シ広ク人文ノ各方面ヨリ日本文化ニ関スル講義ヲ課シ以テ国民的性格ノ涵養及日本精神ノ発揚ニ資スルト共ニ日本文化ニ関スル十分ナル理解体認ヲ得セシムルタメ權威アル学者等ニ委嘱シテ日本文化講義ヲ実施セントス

二、講師

人物、学問本位ニ銳衡シ固体、日本精神ノ真義ヲ明ニシ教学刷新ノ目的ヲ達スルニ適當ナル人ヲ選ヒ本省ニ合議シテ決定スルコト

講師ハ本省ニ於テ委嘱ス

三、講義

(一) 回数及ヒ時間数

年五回、毎回二時間 計十時間

本講義ハ学科目ニ準シテ行フコト

(三)(二) 右正規ノ回数ノ外ニ創立紀念日其ノ他行事ノ場合学校長ノ裁量ニ依リ適宜本講義ヲ実施スルコトハ差支ナ

キモ予メ本省ニ合議スルコト

四、速記

必要ニ応シ講義ヲ速記ニ付スル場合ハ其ノ経費ノ予算ヲ計上スルモ差支ナシ

速記ニ付シタル場合ハ速記録ヲ本省ニ提出スルコト

学校ニ於テ本省ノ承認ヲ得テ速記録ヲ印刷ニ付シ又ハ之ヲ利用スルハ差支ナシ

五、実施方法

実施スヘキ全計画（講義種目、講師其ノ他学校ノ特殊事情ニ依ル実施方法等）ハ予メ本省ト協議決定スルコト

(一) 講義ノ計画書及予算書

計画書及予算書ハ左ノ各項ニ従ヒ夫々記載ノ上予メ本省ニ提出スルコト

(イ) 日本国文化講義計画書

学校名、講義日時及時間数、講師ノ職氏名

(ロ) 同予算書

（予算書ノ記載項目ハ別記注意事項参照ノコト）

(二) 実施状況報告及収支決算書

講義終了後遅滞ナク実施状況ヲ左ノ各項ニ従ヒ報告スルコト

講師名及演題、講義日時及時間数、講義要旨、聴講生徒数並ニ出席率

生徒ニ与ヘタル講義ノ影響其ノ他参考トナルヘキ事項

右報告ト共ニ収支決算書ヲ本省ニ提出スルコト

六、経費

本講義ニ対シ本省ヨリ支出スル予定金額ハ四四〇円ノ程度トシ講義計画書並予算書ニ依リ実施方ヲ指令スル際
別途支払委任ス

(附)

日本文化講義実施ニ関スル注意事項

一、予算書ハ左記各項ニ依リ記入スルコト

記

一、諸 紿 、 、 円

内 訳

(口)

(右二
準ス)

		(イ) 某講師謝金		講義手当一時間十五円、時間分、円	
		(待遇)		日	当
		宿	泊	甲	乙
急		鉄道貨船貨	料	、日分	、円、錢
行				、日分	、円、錢
計		自某地至某地	料	、円、錢	、円、錢
急				、円、錢	、円、錢

二、雜費 、 、 円

内訳

自動車代 講師送迎用
一回、円、銭、回分 、円、銭

茶菓弁当代 講師一人一回
、人、回分 、円、銭

速記料 一時間、円、時間分 、円、銭
○ ○ ○ 、円、銭

合計 、円、銭

一、講師ノ謝礼ハ一時間十五円以内ノ講義手当ニ、内國旅費規則ニ準シタル旅費（鉄道賃船賃車馬賃、日当、宿泊

料）ヲ含メタルモノトスルコト

一、講師ノ待遇ハ左記ニ依ルコト

親任待遇 親任官ノ現職ニアルモノ

勅任官ノ現職ニアルモノ

元親任官タリシモノ

勅任待遇 元勅任官タリシモノ

奏任五等以上ノ待遇 ～奏任官ノ現職ニアルモノ
元奏任官タリシモノ

官等ナキモノニ就テハ其ノ身分ニ応シテ計算スルコト

一、数校聯合シテ実施スル場合

(イ) 一校ニテ支出スヘキ講師謝金ハ一定ノ講義手当、講師ノ任地（若クハ住所地）又ハ前講義校所在地ヨリ其ノ校所在地迄ノ鉄道、船、車馬賃、講師ノ任地（若クハ住所地）又ハ前講義校所在地出発ノ日ヨリ其ノ校所在地出発ノ前日迄ニ至ル日数ノ日当、日当ヲ支払フヘキ日数ト同夜数ノ宿泊料トヲ含メタルモノトスルコト

(ロ) 最後ノ講義校ニ於テ支出スヘキ講師謝金ハ一定ノ講義手当、前講義校所在地ヨリ其ノ校所在地ニ至ル迄ノ鉄道、船、車馬賃並ニ其ノ校所在地ヨリ講師ノ任地（若クハ住所地）ニ到着迄ノ鉄道、船、車馬賃、前講義校所在地出発ノ日ヨリ講師ノ任地（若クハ住所地）ニ到着迄ノ日数ニ依ル日当、日当ヲ支払フヘキ日数ヨリ一日少キ夜数ノ宿泊料トヲ含メタルモノトスルコト

一、前記ノ謝金ニ端数ヲ生シタルトキハ各講師毎ニ其ノ合計ニ於テ円位ニ止ムルコト

一、速記者ニ支払フヘキ速記料ハ一時間七円以内トス、但地方ノ状況ニ依リ右ノ標準ニ拠リ難キ場合ハ予メ本省ニ合議スルコト

一、速記者ニ付シタル場合ハ完成次第本省思想局長宛送付スルコト

一、右速記録ヲ印刷利用スル場合ハ左記ニ依ルコト

1. 予メ講師ノ承諾ヲ得ルコト
2. 本省ノ承認ヲ得ルコト

3. 印刷物ニ文部省蔵版ナル旨明示スルコト

4. 印刷物ハ無料配布トシ発行部数、配布範囲ヲ明記スルコト

5. 印刷物ハ一〇部本省思想局長宛送付スルコト

一、雑費ハ適當額計上差支ナキコト

「史料6」

教収第三五八号

発指二八号

昭和十二年九月二十日

教学局長官

名古屋高等商業学校長殿

日本文化講義実施ニ関スル件

国民精神総動員ニ關シテハ昭和十二年九月十日付文部、内務両省ヨリ依命通牒ノ次第モ有之夫々実施方御配意中ノコト、存セラル、モ昨年来実施シ来レル日本文化講義ハ其ノ趣旨大学、高等、専門学校ノ学徒ヲシテ一二国体、日本精神ノ真義ヲ確認体現セシムルニ在リ今次ノ如キ重大事局ニ際シテハ一層本制度ノ機能ヲ強化拡充シ学生生徒ヲシテ国民的志操ヲ涵養確保シ皇運ノ隆昌ニ忠誠ヲ致サシムベキモノト信ズ各学校ニ於テハ国民精神総動員ノ趣旨ヲ体シ特ニ左記事項ニ留意シ貴校ノ実情ニ即シテ有効適切ナル計画ヲ樹立実施シ其ノ実績ヲ挙ゲルニ万遺憾ナキヲ期

セラレ度此段通牒ス

記

一、日本文化講義実施ニ当リテハ国民精神總動員ノ趣旨ヲ体シ特ニ日本精神ヲ昂揚シ時局認識ヲ深化セシムルニ適切ナル講師並ニ科目ヲ按排スルコト

二、本年度ニ於テ講師或ハ演題等未ダ確定セザルモノハ国民精神總動員ノ趣旨ニ鑑ミ講師並ニ演題ノ選定等ニ留意シ実績ヲ挙グルニ力ムルコト

三、日本文化講義ハ正科ニ準ジテ実施スルヲ原則トスルモ此ノ際特ニ紀念日、祝祭日等ニ際シテ之ヲ行フモ差支ナキコト

「史料7」

教収第七七号

拝啓 時下嚴寒の候愈々御清穆之段奉慶賀候

陳者日本文化講義も実施以来既に三ヶ年を経過し着々効果を収めつゝあるは寔に御同慶に不堪次第に御座候申す迄も無く本講義は現下の時局に於ては愈々其の機能を發揮するの要有之貴校に於ても明年度の本講義に就き種々御計画相成り居ることゝ存じ候然る処明年度は経費の都合に依り大体一年八時間の程度に於て実施可致見込に有之候に付内容の改善充実を計り以て時間数の減少を補ふのみならず更に一層効果を上ぐるやう御配慮相成度右事情御了承の上左記備考御参照各項目に付き三月十日迄に御回報被成下度候

敬具

昭和十三年二月十六日

名古屋高等商業学校長殿

記

実施予定期日	希望講師職氏名	時間数	他校ト聯合ノ有無	備考

備考

- 一、希望講師ハ成ルベク多數御記入ノコト、但希望順位ヲ附スルコト
- 二、一回二時間ヲ原則トスルモ都合ニ依リ、三時間或ハ四時間トスルモ差支ナキコト、但講義回数ハ一年二回ヲ下ラザルコト
- 三、從来聯合実施セル学校間ノミナラズ、其ノ他ノ学校間ニ於テモ成ルベク協議ノ上聯合実施シ、経費ノ節減ヲ図ラレタキコト、右ノ場合ハ聯合ノ学校名御記入ノコト
- 四、講師ハ御回答ニ基キ決定シ講師ニ対スル交渉ハ貴校又ハ本局ニ於テ之ヲナスコト、講師ノ交渉ニ関シテハ備考欄ニ御記入ノコト
- 五、全講師ヲ予定シ得ザル場合ハ便宜前後二期ニ分チ取敢ヘズ前期ノ分ニ付予定ヲ申出デラレタキコト、但実施数、実施予定期日、時間数ハ一年分ヲ御記入ノコト

六、講師決定後、本年度ト同様計画書、予算書ノ御提出ヲ願ヒ経費ノ令達ヲナスコト

「史料8」

教収一七五号

発指一九号

昭和十三年四月五日

教学局長官

名古屋高等商業学校長殿

日本文化講義実施ニ関スル件

昭和十三年度ニ於テ実施可相成日本文化講義ハ昭和十一年七月二十二日付発思八七号及昭和十二年九月二十日付発指二八号通牒ノ趣旨ニ依リ左記要綱ニ基キ実施相成度

記

日本文化講義実施要綱

一、目的

大學及直轄諸学校ノ学生生徒ニ対シ各方面ヨリ広ク日本文化ニ関スル講義ヲ課シ以テ国民的性格ノ涵養及日本精神ノ發揚ニ資スルト共ニ日本文化ニ関スル十分ナル理解体認ヲ得セシムル為權威アル学者等ニ委嘱シテ日本文化講義ヲ実施セントス

二、講師

國体、日本精神ノ真義ヲ明ニシ教学刷新振興ノ目的ヲ達スルニ適當ナル人ヲ選ヒ本局ニ合議シテ決定スルコト
講師ハ学校又ハ本局ニ於テ委嘱ス

三、講義

1 回数及ヒ時間數

年四回、毎回二時間 計八時間

2 本講義ハ学科目ニ準ジテ行フコト

3 右正規ノ回数ノ外ニ行事等ノ際特ニ本講義ヲ実施セシムルコトアルベキニ付予メ本局ト合議スルコト

四、速記

本局ニ於テ必要ト認メタル講演及び学校ニ於テ速記ノ印刷配布ヲ希望ノ講演ハ之ヲ速記セシムベキニ付計画書
ニ其ノ旨明記ノコト

五、実施方法

1 実施スヘキ全計画（講義種目、講師其ノ他学校ノ特殊事情ニ依ル実施方法等）ハ予メ本省ト協議決定スル
コト

2 計画書及予算書

講義ノ計画書及予算書ヲ上予メ本省ニ提出スルコト

(イ) 計画書

講師ノ職氏名、講義日時及講義時間数

(口) 予算書

別記注意事項ニ依リ記載ノコト

六、実施状況報告及収支決算書

1 実施状況

講義終了ノ都度遅滞ナク実施状況ヲ左ノ各項ニ従ヒ報告スルコト

講師名及演題、講義日時及時間数、講義要旨聴講学生生徒数及出席率、学生生徒ニ与ヘタル講義ノ影響、其ノ他参考トナルベキ事項

2 収支決算書

講義終了後遅滞ナク別記注意事項ニ依リ報告スルコト

七、経費

本講義ニ対シ本局ヨリ支出スル予定金額ハ三八〇円ノ程度トシ別途支払委任ス

(附)

日本文化講義実施ニ関スル注意事項

一、予算書ハ左記事項ニ依リ記入スルコト

一、諸給記

内訳 円

講義手当一時間十五円 時間分 円

日 当甲 日分
乙

宿泊料甲 日分
乙 夜分

鐵道貨船賃急行料
自某地至某地

計

円 円 円 円
錢 錢 錢 錢

円 円 円 円

錢 錢 錢 錢

円 円
錢 錢

円 円
錢 錢

円 円
錢 錢

(口) (右二準入)

二、雜費 円
内訳

自動車代

講師送迎用
一回 円 錢 回分

茶菓弁当代

講師一人一回
人回分

速記料

一時間 円 時間分

円 円 円 円
錢 錢 錢 錢

円 円
錢 錢

○ ○ ○

計

円 錢

合 計

円

一、講師ノ謝金ハ一時間十五円以内ノ割ノ講義手当二、内国旅費規則ニ準ジタル旅費（鉄道賃船賃車馬賃、日当、宿泊料）ヲ含メタルモノトスルコト

一、講師ノ待遇ハ左記ニ依ルコト

親任待遇 親任官ノ現職ニアルモノ
勅任官ノ現職ニアルモノ

勅任待遇 元親任官タリシモノ
元勅任官タリシモノ

奏任五等以上ノ待遇 奏任官ノ現職ニアルモノ
元奏任官タリシモノ

官等ナキモノニ就テハ其ノ身分ニ応シテ計算スルコト

一、数校聯合シテ実施スル場合

（イ）一校ニテ支出スベキ講師謝金ハ一定ノ講義手当、講師ノ任地若クハ住所地又ハ前講義校所在地ヨリ其ノ校所在地迄ノ鉄道、船、車馬賃、講師ノ任地若クハ住所地又ハ前講義校所在地出発ノ日ヨリ其ノ校所在地出発ノ前日迄ニ至ル日数ノ日当、日当ヲ支払フヘキ日数ト同夜数ノ宿泊料ヲ含メタルモノトスルコト
(ロ)最後ノ講義校ニ於テ支出スベキ講師謝金ハ、一定ノ講義手当、前講義校所在地ヨリ其ノ校所在地ニ至ル迄ノ鉄道、船、車馬賃並ニ其ノ校所在地ヨリ講師ノ任地若クハ住所地ニ至ル迄ノ鉄道、船、車馬賃、前講義

校所在地出発ノ日ヨリ講師ノ任地若クハ住所地ニ到着迄ノ日数ニ依ル日当、日当ヲ支払フベキ日数ヨリ一日少キ夜数ノ宿泊料トヲ含メタルモノトスルコト

一、前記ノ謝金ニ端数ヲ生シタルトキハ各講師毎ニ其ノ合計ニ於テ円位ニ止ムルコト

一、速記者ニ支払フヘキ速記料ハ一時間七円以内トス。但地方ノ状況ニ依リ右ノ標準ニ拠リ難キ場合ハ予メ本省ニ
合議スルコト

一、速記ニ付シタル場合ハ完成次第本局宛送付スルコト

一、右速記録ヲ印刷利用スル場合ハ左記ニ依ルコト

1. 予メ講師ノ承諾ヲ得ルコト

2. 本省ノ承認ヲ得ルコト

3. 印刷物ニ教学局、蔵版ナル旨明示スルコト

4. 印刷物ハ無料配布トシ発行部数、配布範囲ヲ明記スルコト

5. 印刷物ハ一〇部本局宛送付スルコト

一、雜費ハ適當額計上差支ナキコト

一、収支決算書ハ左記各項ニ依り記入ノコト

科 目	予 算 額	支 出 額	残 額

計	雜 費	諸 給	科 目
			予 算 額
			支 出 額
			殘 額
			備 考

支出内訳
諸 給

某講師謝金 円 (某講師講義用)
旅 費 円

雜 費

茶菓弁当料 円 (某講師講義用)

自動車料 円

速記料 同

円 同 前 前 前

○○○

「史料9」

教収第五九号

拝啓愈々御清穆之段奉賀候

陳者予て日本文化講義に就いては種々御尽、力を煩はし着々其の実績を収めつつあるは寔に御同慶の至に御座候

今次事変は愈々建設期に到達致し本講義も此の時局に即応して其の本来の目的達成に一段の力を致すべき秋に有之候就いては從来共御留意相成り居ることと存候へ共明年度は時局に関する諸問題特に時局の進展と我が国の使命及日本文化の創造発展等に関し指針を与ふべき講義を加へられ以て現下の時局に於て本講義の機能を最も有効に發揮せしめらるるやう御配慮相成度候

尚明年度本講義実施の御計画に付左記事項来る二月十日迄に御回答相煩度候

昭和十四年二月十八日

敬具

教学局指導部長

藤本万治

名古屋高等商業学校長殿

実施予定期	希望講師職氏名	時間数	備考

備考

一、回数及時間数

年三回乃至四回総時数八時間

講義ハ一回二時間ヲ原則トスルモノ都合ニヨリ三時間又ハ四時間トスルモ差支ナキコト

講義終了後講師ヲ中心トシテ学生生徒ノ座談会ヲ開催スルモ可ナルコト但シ右ハ予定経費ノ範囲内ニ於テ行フモノトス

二、講師

希望講師ハ希望順位ヲ附シ成ルベク多數御記入ノコト

銓衡ニ就イテハ本局ニ於テ御相談ニ応ズベキニ付希望条件ヲ御開陳アリタキコト

講師ハ御回答ニ基キ貴校ト合議ノ結果決定シ講師ニ対スル交渉ハ貴校又ハ本局ニ於テ之ヲナスコト

三、実施予定期

講師ノ出講ヲ用意ナラシムル為成ルベク特定ノ期日ヲ指定スルコトナク講師ニ選定ノ余裕ヲ与フル様相当日数

二亘ル期間ヲ御記入ノコト

四、聯合実施

聯合実施ニ就イテハ從来ノ如ク必ズシモ特定ノ學校間ニ予メ協議セラルル要ナシ但シ本局ニ於テ講師及學校ノ都合ヲ考慮シ聯合実施可能ト思料セラルルトキハ其ノ都度御協議致スコト

「史料10」

教収第一四一號

発指一九號

昭和十四年四月五日

教學局長官

名古屋高等商業學校長殿

日本文化講義実施ニ関スル件

昭和十四年度ニ於テ実施可相成日本文化講義ハ昭和十一年七月二十二日付発思八七号及昭和十二年九月二十日付
指二八号通牒ノ趣旨ニ依リ左記要綱ニ基キ実施相成度此段及通牒

記

日本文化講義要綱

一、目的

大学並ニ直轄諸学校ノ学生生徒ニ対シ各方面ヨリ広ク日本文化ニ関スル講義ヲ課シ以テ国民的性格ノ涵養及日本精神ノ発揚ニ資スルト共ニ日本文化ニ関スル十分ナル理解体認ヲ得シムル為權威アル学者、実際家等ニ委嘱シテ日本文化講義ヲ実施セントス

二、講師

國体、日本精神ノ真義ヲ明ニスルト共ニ時局認識ヲ深化セシメ日本文化ノ創造ニ關スル指針ヲ与ヘ以テ教學刷新ノ目的ヲ達スルニ適當ナル人ヲ選ビ本局ト合議ノ上決定スルコト

講師ハ大学（学校）又ハ本局ニ於テ委嘱ス

三、講義

1. 回数及時間數

年 四回 每回 二時間 計 八時間

講義終了後講師ヲ中心トル座談会ヲ開催スルモ差支ナシ

2. 右ハ一般ノ標準ナルモ特殊事情ニ従ヒ適宜有効ナル実施計画ヲ樹ツルコト
3. 右正規ノ回数ノ外行事等ノ際特ニ本講義ヲ実施セシムルコトアルベキニ付予メ本局ト合議スルコト
5. 本講義ハ学科目ニ準ジテ行フコト

四、速記

本局ニ於テ必要ト認メタル講義及大学（学校）ニ於テ速記ノ印刷配布希望ノ講義ハ之ヲ速記セシムベキニ付計画書ニ速記希望ノ旨明記ノコト

速記録ハ教學局長官宛提出スルコト

大學（学校）ニ於テ速記録ヲ利用スル場合ハ別記注意事項ニ依ルコト

五、実施方法

実施スヘキ全計画（講義種目、講師其ノ他大學（学校）ノ特殊事情ニ依ル実施方法等）ハ予メ本省ト協議決定スルコト

講義ノ実施計画書及予算書ヲ予メ本省ニ提出スルコト
計画書及予算書ハ左ノ各項ニ從ヒ記載スルコト

1. 計画書

講師ノ官職氏名、講義日時及講義時間数

2. 予算書

別記注意事項ニ依リ記載ノコト

六、実施状況報告及収支決算書

1. 実施状況報告

講義終了ノ都度実施状況ヲ左ノ各項ニ從ヒ報告スルコト

講師ノ官職氏名、演題、講義日時及時間数、講義要旨、聴講学生生徒数及出席率、学生生徒ニ与ヘタル

講義ノ影響其ノ他参考トナルベキ事項

2. 収支決算書

講義終了ノ都度別記注意事項ニ依リ報告スルコト

七、本講義ニ対シ本局ヨリ支出スル予定金額ハ三六〇円ノ程度トシ別途支払委任ス

(附)

日本文化講義実施ニ関スル注意事項

一、予算書ハ左記事項ニ依リ記入スルコト

記

一、諸 納 円

内 訳

(口)

(右二
準ス)

(イ) 某講師謝金		講義手当一時間十五円 時間分		
(待遇)		日	當	甲
宿	泊	料	乙	甲
鐵道貨船貨	急	自某地至某地	行	夜分
計		料		
円	円	円	円	円
円	錢	錢	錢	錢

切上ゲ(又ハ切捨テ)

二、雜費 円

内訳

自動車代	講師送迎用	回分
茶菓弁当代	講師一人一回	人
速記料	一時間	円
	時間分	
○ ○ ○		
合計		
	円	円
	円	円
	錢	錢
	錢	錢

- 一、講師ノ謝金ハ一時間十五円以内ノ割ノ講義手当ニ、内国旅費規則ニ準ジタル旅費（鉄道賃、船賃、車馬賃、日当、宿泊料ヲ含メタルモノトスルコト
- 一、講師ト共ニ座談会ヲ実施シタルトキハ前項講義手当及旅費ニ一時間十円以内ノ手当ヲ増額スルモ差支ナキコト
- 一、講師ノ待遇ハ左記ニ依ルコト

親任待遇

親任官ノ現職ニアルモノ

勅任待遇

〔勅任官ノ現職ニアルモノ
元親任官タリシモノ
元勅任官タリシモノ〕

奏任五等以上ノ待遇 奏任官ノ現職ニアルモノ
元奏任官タリシモノ

官等ナキモノニ就テハ其ノ身分ニ応ジテ計算スルコト

一、数校聯合シテ実施スル場合

(イ) 一校ニテ支出スベキ講師謝金ハ一定ノ講義手当、講師ノ任地若クハ住所地又ハ前講義校所在地ヨリ其ノ校所

在地迄ノ鉄道、船、車馬賃、講師ノ任地若クハ住所地又ハ前講義所在地出発ノ日ヨリ其ノ校所在地出発ノ前
日迄ニ至ル日数ノ日当、日当ヲ支払フベキ日数ト同夜数ノ宿泊料トヲ含メタルモノトスルコト

(ロ) 最後ノ講義校ニ於テ支出スベキ講師謝金ハ、一定ノ講義手当、前講義校所在地ヨリ其ノ校所在地ニ至ル迄ノ
鉄道、船、車馬賃並ニ其ノ校所在地ヨリ講師ノ任地若クハ住所地ニ至ル迄ノ鉄道、船、車馬賃、前講義校所
在地出発ノ日ヨリ講師ノ任地若クハ住所地ニ到着迄ノ日数ニ依ル日当、日当ヲ支払フベキ日数ヨリ一日少キ
夜数ノ宿泊料トヲ含メタルモノトスルコト

一、講師ニ対スル謝金ハ円位ヲ「五」又ハ「零」トスルコト（例ヘバ十七円三十錢ヲ十五円トシ十七円八十錢ヲ二
十円トス）

一、速記者ニ支払フベキ速記料ハ一時間七円以内トス。但地方ノ状況ニ依リ右ノ標準ニ拠リ難キ場合ハ予メ本省ニ
合議スルコト

一、速記ニ付シタル場合ハ完成次第本局宛送付スルコト
一、右速記録ヲ印刷利用スル場合ハ左記ニ依ルコト

1 予メ講師ノ承諾ヲ得ルコト

2 本局ノ承認ヲ得ルコト

3 印刷物ニ教學局藏版ナル旨ヲ表示スルコト

4 印刷物ハ無料配布トシ発行部数、配布範囲ヲ明記スルコト

5 印刷物ハ一〇部本局宛送付スルコト

一、雜費ハ適當額計上差支ナキコト

一、雜費ハ出来得ル限り節約ヲ旨トスルコト

一、收支決算書ハ左記各項ニ依り記入ノコト

科 目	予 算 額	支 出 額	残 額	備 考
諸 納				
計				

支出内訳

諸 納

某講師謝金 円

講義手当 円
旅 費 円

雜 費

茶菓弁当料 円 (某講師講義用)

自動車料 円(同)

前

前

○ ○ ○ 円(同)

前

「史料11」

教収第七三号

拝啓愈々御清穆之段奉慶賀候

陳者日本文化講義に關しては平素一方ならぬ御尽力相煩し以御蔭着々其の効果を收めつつあるは寔に御同慶に不堪次第に御座候

聖戦四年にして恰も光輝ある紀元二千六百年を迎へ愈々國体觀念を明徴ニシ肇國精神を昂揚し以て現下の重大時局に當り皇国民の使命達成に遺憾なきを期すべきは申すまでもなきことに有之候 此の時に際し本講義の実施に当たりも学生生徒をして特に我が國体に基く文化の理解体認に精進せしめ以て将来我が國文化の指導者たるべき素地を培養することは極めて重要な事項と被存候 明年度に於ては特に右の点に鑑み本講義の意義を十分に發揮せしむるやう格段の御配慮相煩度候

尚從来一回二時間一年四回実施を原則と致居候へ共一回二時間を以てしては徹底を欠く憾みも有之哉に被存候に付明年度は一年三回総時数八時間乃至九時間とし一回の時間を從前より増加し得るやう計画致居候 詳細は別記備考御参照の上明年度実施計画を来る二月十五日迄に到達するやう御回答相煩度候

昭和十五年二月二十三日

教学局指導部長

藤本万治

名古屋高等商業学校長殿

記

回答事項

実施予定期	希望講義内容	希望講師官職氏名	時間数	備考

備考

一、回数及時間数

年三回、一回二時間乃至四時間、総時間數八時間乃至九時間

一回四時間ノ講義ノ場合ハ二日間ニ亘ルモ差支ナキコト

講義終了後講師ヲ中心トシテ学生生徒ノ座談会ヲ開催スルモ可ナルコト。但シ當方ニ於ケル予算ノ範囲内

二於テ行フモノトス

二、希望講義内容

例ヘバ「国体ニ関スル講義」「日本芸術ニ関スル講義」「時局ニ関スル講義」等ノ如ク夫々該当欄ニ御記入ノ

コト

三、講師

講義内容毎ニ希望講師ヲ希望順位ヲ附シテ成ルベク多数御記入ノコト

講師ノ銓衡ニ就キテハ本局ニ於テ御相談ニ応ズベキニ付希望条件ヲ御開陳アリタキコト

講師ハ御回答ニ基キ貴校（学）ト合議ノ結果決定シ講師ニ対スル交渉ハ貴校（学）又ハ本局ニ於テ之ヲナスコト。講師トノ交渉ニ関シテハ備考欄ニ御記入ノコト

四、実記予定期

講師ノ出講ヲ用意ナラシムル為成ルベク特定ノ期日ヲ指定スルコトナク講師ニ選定ノ余裕ヲ与フル様相当日数ニ亘ル期間ヲ御記入ノコト

経費令達ノ都合上本講義ハ七月迄ニ一回、九月ヨリ一二月迄ニ一回、一月ヨリ三月迄ニ一回実施スルヲ原則トスルコト

〔史料12〕

教収第一七七号

発指一九号

昭和十五年四月二十三日

教学局長官

名古屋高等商業学校長殿

日本文化講義ニ関スル件

昭和十五年度ニ於テハ実施可相成日本文化講義ハ左記要綱ニ基キ実施相成度此段通牒ニ及ブ
尚本年度ハ紀元二千六百年ニ因ミ特ニ肇國精神ヲ明カニシ之ニ基ク我国文化ノ創造発展ニ重点ヲ置キ実施相成様致
度

記

日本文化講義要綱

一、目的

大學並ニ直轄ノ高等専門学校ノ学生生徒ニ対シ各方面ヨリ広ク日本文化ニ関スル講義ヲ課シ以テ国民的性格涵養及日本精神ノ發揚ニ資スルト共ニ日本文化ニ関スル十分ナル理解体認ヲ得シメ之ガ創造発展ニ寄与スベキ氣魄ト信念トヲ涵養セシムル為權威アル学者・実際家等ニ委嘱シテ之ヲ実施スルモノトス

二、講師

上記ノ目的ニ最モ適合スル人ヲ選ビ本局ト合議ノ上決定スルコト

三、講義

1 回数及時間数

年三回 每回二時間乃至四時間 計八時間乃至九時間

2 講義終了後講師ヲ中心トスル座談会ヲ開催スルモ差支ナシ

3 右正規ノ回数ノ外行事等ノ際特ニ本講義ヲ実施セントスルトキハ予メ本局ト合議スルコト

4 本講義ハ学科目ニ準ジテ行フコト

四、実施方法

実施スヘキ全計画（実施希望期日、講義種目、講師等）ハ予メ本局ト合議スルコト
講義ノ実施計画書及予算書ヲ教学局長官ニ提出シ其ノ実施指令ニ依リ実施スルコト
計画書及予算書ハ左ノ各項ニ從ヒ記載スルコト

1 計画書

講師ノ官職氏名 講義日時及時間数

2 予算書

別記注意事項ニ依リ記載ノコト

五、速記

本局ニ於テ必要ト認メタル講義及大学学校ニ於テ速記ノ印刷配布希望ノ講義ハ之ヲ速記セシムベキニ付計画書
ニ速記希望ノ旨明記ノコト

速記録ハ出来次第教学局長官ニ提出スルコト

大学学校ニ於テ速記録ヲ利用スル場合ハ別記注意事項ニ依ルコト

六、実施状況報告及収支決算書

1 実施状況報告

講義終了ノ都度実施状況ヲ左ノ各項ニ從ヒ報告スルコト

講師ノ官職氏名、演題、講義日時及時間数、講義要旨

聴講学生生徒数及出席率、学生生徒ニ与ヘタル講義ノ影響

座談会ヲ開催シタル時ハ其ノ都度左ノ各項ニ從ヒ報告スルコト

座談会ニ於ケル中心講師ノ官職氏名、座談会ニ於ケル中心題目

講師演述ノ要旨、出席学生生徒数、学生生徒ノ主ナル質問意見ノ要旨

2 収支決算書

講義終了ノ都度別記注意事項ニ依リ報告スルコト

七、経費

本講義ニ対シ本局ヨリ支出スル予定金額ハ三三〇円ノ程度トシ大体四期ニ分割別途支払委任ス

日本文化講義実施ニ関スル注意事項

一、予算書ハ左記事項ニ依リ記入スルコト

一、諸給記

内訳

円

講義手当

一時間十五円

時間分

(イ) 某講師謝金

(待遇)

宿泊料 当

甲 乙 甲

日分

鐵道賃船賃

急通 甲
行 行 乙
料 稅 夜分

自某地至某地

計

円 円 円 円 円 円
錢 錢 錢 錢 錢 錢

切上ゲ(又ハ切下テ)

円 円 円 円
錢 錢 錢 錢

(ロ) 某講師謝金 (右二同ジ)

(待遇)

二、雜費

内訳

自動車代

某講師送迎用

一回

円 錢

回分

円 錢

茶菓弁当代	某講師用	一人	円	錢	人分	円	錢
速記料	某講師講義用	一時間	円	錢	時間分	円	錢
					計		
		円		錢		円	錢

三、合計

円
錢

一、講師ノ謝金ハ一時間十五円以内ノ割ノ講義手当ニ内國旅費規則ニ準ジタル旅費(鉄道賃、船賃、日当、宿泊料)
ヲ含メタルモノトスルコト

一、講師ト共ニ座談会ヲ実施シタルトキハ前項講義手当及旅費ニ一時間十円以内ノ手当ヲ増額スルモ差支ナキコト
一、講師ノ待遇ハ左記ニ依ルコト

親任官待遇 親任官ノ現職ニアルモノ

勅任官待遇 勅任官ノ現職ニアルモノ
元親任官タリシモノ

元勅任官タリシモノ

奏任官五等以上ノ待遇
奏任官ノ現職ニアルモノ
元奏任官タリシモノ

官等ナキモノニ就テハ其ノ身分ニ応ジテ計算スルコト

一、数校聯合シテ実施スル場合

(イ) 一校ニテ支出スベキ講師謝金ハ一定ノ講義手当、講師ノ任地若クハ住所地又ハ前講義校所在地ヨリ其ノ校所
在地迄ノ鉄道、船、車馬賃、講師ノ任地若クハ住所地又ハ前講義所在地出発ノ日ヨリ其ノ校所在地出発ノ前

日迄ニ至ル日数ノ日当、日当ヲ支払フベキ日数ト同夜数ノ宿泊料トヲ含メタルモノトスルコト

(口)最後ノ講義校ニ於テ支出スベキ講師謝金ハ、一定ノ講義手当、前講義校所在地ヨリ其ノ校所在地ニ至ル迄ノ
鉄道、船、車馬賃並ニ其ノ校所在地ヨリ講師ノ任地若クハ住所地ニ至ル迄ノ鉄道、船、車馬賃、前講義校所
在地出発ノ日ヨリ講師ノ任地若クハ住所在地ニ到着迄ノ日数ニ依ル日当、日当ヲ支払フベキ日数ヨリ一日少
キ夜数ノ宿泊料トヲ含メタルモノトスルコト

一、講師ニ対スル謝金（講義手当ト旅費トヲ合算シタルモノ）ニ端数ヲ生ジタルトキハ二円五十錢未満ノ場合ハ之
ヲ切棄テ二円五十錢以上ノ場合ハ五円ニ切上ゲ七円五十錢未満ノ場合ハ之ヲ五円ニ切下ゲ七円五十錢以上ノ場合
ハ十円ニ切上グルコト

一、速記料ハ一時間七円以内トス

但地方ノ状況ニ依リ右ノ標準ニ拠リ難キ場合ハ予メ本省ニ合議スルコト

一、大学学校ニ於テ講義速記録ヲ印刷利用スル場合ハ速記録ヲ添付ノ上左記ノ事項ヲ記載シタル印刷頒布願ヲ本局
ニ提出スルコト

1. 講師ノ承諾ヲ得タルコト
 2. 印刷物ノ書名（他ノ印刷物ニ登載スル場合ハ其ノ書名）
 3. 発行者
 4. 発行部数
 5. 頒布ノ範囲範囲及其ノ方法
- 一、印刷物ニハ教学局蔵版ナル旨表示スルコト

- 一、印刷物ハ原則トシテ無料頒布トスルコト
 二、印刷物ハ出来次第第十部本局ニ提出スルコト
 三、雜費ハ適當額計上差支ナキコト
 四、雜費ハ出来得ル限り節約ヲ旨トスルコト
 五、收支決算書ハ左ノ事項ニ従ヒ作成スルコト

科 目	予 算 額	支 出 額	残 額	備 考
諸 紹				
計				

支出内訳

諸 紹

某講師謝金	講義手当
円	円
旅 費	
円	

某講師謝金	講義手当
円	円
旅 費	
円	

茶菓弁当料	
自動車料	（某講師講義用）
円	円
（同 前）	（同 前）
速記料	
円	
（同 前）	（同 前）

〔史料13〕

教収第九八号

拝啓春寒料峭の候に御座候處益々御清安奉大賀候
陳者日本文化講義に關しては不斷御尽力を相煩はし厚く御礼申上候本文化講義も昭和十一年実施以來着々其の成果
を上げつゝあるは寔に御同慶に不堪次第に御座候

今や帝國は正に有史以来の國難に直面し國家総力を挙げて国防國家体制の整備を図り東亜共榮圏の確立に邁進しつゝある際本文化講義は益々重要性を加へ來りたるものと存候就いては明年度は右の点に鑑み一層國体觀念の徹底
を期し、新体制の諸問題・國土計画・人口問題・食糧問題・大陸政策・太平洋問題等に關する講義をも加へ以て十分成果を挙ぐるやう特に御配慮相煩度候

追而明年度実施計画別紙御参照の上来る三月二十日迄に必ず到着するやう御回報相煩度候

敬具

昭和十六年三月四日

教学局指導部長

近藤寿治

名古屋高等商業学校長殿

記

回答事項

実施予定期	希望講義内容	希望講師官職氏名	時間数	備考

備考

一、回数及時間数

年三回 一回二時間乃至三時間 総時間数六時間乃至八時間（直轄諸学校）

年三回 一回二時間 総時間数六時間（官立大学）

講義終了後講師ヲ中心トシテ学生生徒ノ座談会ヲ開催スルモ可ナルコト 但当方ニ於ケル予算ノ範囲内ニ於テ行フモノトス

二、希望講義内容

例ヘバ「国体・日本精神ニ関スル講義」「科学技術ニ関スル講義」「時局認識ニ関スル講義」「新体制理念ニ関スル講義」「生活刷新ニ関スル講義」等ノ如ク夫々該当欄ニ御記入ノコト

三、講師

講義内容毎ニ希望講師ヲ希望順位ヲ附シテ成ルベク多数御記入ノコト

講師ノ銓衡ニ就キテハ本局ニ於テ御相談ニ応ズベキニ付希望条件ヲ御開陳アリタキコト

講師ハ御回答ニ基キ貴校（学）ト合議ノ結果決定シ講師ニ対スル交渉ハ貴校（学）又ハ本局ニ於テ之ヲナス

コト

講師トノ交渉ニ関シテハ備考欄ニ御記入ノコト

四、実記予定期

講師ノ出講ヲ用意ナラシムル為成ルベク特定ノ期日ヲ指定スルコトナク講師ニ選定ノ余裕ヲ与フル様相当日数ニ亘ル期間ヲ御記入ノコト

経費令達ノ都合上本講義ハ七月迄ニ一回、九月ヨリ一二月迄ニ一回、一月ヨリ三月迄ニ一回実施スルヲ原則
トスルコト

五、経 費

ナルベク金三一五円ノ範囲内ニ於テ御計画相成ルヤウ致シタシ
備 考

講師選定ニ際シテハ近隣学校ト打合ノ上聯合実施可能ナル場合ハソノ旨備考欄ニ御記入アリタキコト

【史料14】

教収第一九九号

発指一五号

昭和十六年四月五日

教学局長官

名古屋高等商業学校長殿

日本文化講義実施ニ関スル件

昭和十六年度ニ於テ実施可相成日本文化講義ハ左記要綱ニ基キ実施相成度此段及通牒

尚本年度ハ時局並ニ皇國ノ使命ニ鑑ミ一層國体觀念ノ徹底ヲ期スルト共ニ新体制ノ諸問題・國土計画・人口問題・食糧問題・大陸政策・太平洋問題等ニ関スル講義ヲモ加ヘ以テ十分成果ヲ挙グルヤウ御配慮相成度

記

日本文化講義要綱

一、目的

大學並ニ直轄ノ高等専門学校ノ学生生徒ニ対シ各方面ヨリ広ク日本文化ニ関スル講義ヲ課シ以テ国民的性格ノ涵養及日本精神ノ發揚ニ資スルト共ニ日本文化ニ関スル十分ナル理解体認ヲ得シメ之ガ創造發展ニ寄与スベキ氣魄ト信念トヲ涵養セシムルヲ以テ目的トス

二、講師

本講義ノ目的達成ニ最モ適當ト認メラル学
者實際家ヲ選ビ本局ト合議ノ上決定スルコト

三、講義

イ 回数及時間数

年三回 每回二時間 計六時間（大學）

年三回 每回二乃至三時間 計六乃至八時間（直轄學校）

口 講義終了後講師ヲ中心トスル座談会ヲ開催スルモ差支ナシ

ハ 右正規ノ回数ノ外行事等ノ際特ニ本講義ヲ実施セントスルトキハ予メ本局ト合議スルコト

ニ 本講義ハ必修科目又ハ学科ニ準ジテ行フコト

四、実施方法

実施スヘキ全計画（実施希望期日、講義種目、講師等）ハ予メ本局ト合議スルコト
各講義ノ実施計画書及予算書ヲ教学局長官ニ提出シ其ノ実施指令ニ依リ実施スルコト
計画書及予算書ハ左ノ各項ニ従ヒ記載スルコト

イ 計画書

講師ノ官職氏名 講義題目 講義日時及時間数

ロ 予算書

別記注意事項ニ依リ記載スルコト

五、実施状況報告及収支決算書

イ 実施状況報告

講義終了ノ都度実施状況ヲ左ノ各項ニ従ヒ報告スルコト

講師ノ官職氏名 講義題目 講義日時及時間数 講義要旨

講師ノ講義状況 聽講学生生徒数及出席率 学生生徒ニ与ヘタル講義ノ影響

座談会ヲ開催シタルトキハ其ノ都度左ノ各項ニ従ヒ報告スルコト

座談会ニ於ケル中心講師ノ官職氏名 座談会ニ於ケル中心題目

講師演述ノ要旨 出席学生生徒数 学生生徒ノ主ナル質問意見ノ要旨

口 収支決算書

実施ノ都度別記注意事項ニ依リ報告スルコト

六、速記

本局ニ於テ必要ト認メタル講義及大学学校ニ於テ速記ノ印刷配布希望ノ講義ハ之ヲ速記セシムルコトアルベキニ付計画書ニ速記希望ノ旨明記ノコト

速記録ハ出来次第必ズ教学局長官ニ提出スルコト

大学学校ニ於テ速記録ヲ利用スル場合ハ別記注意事項ニ依ルコト

七、経費

本講義ニ対シ本局ヨリ支出スル予定金額ハ三一五円ノ程度トシ大体四期ニ分割別途支払委任ス

日本文化講義実施ニ関スル注意事項

一、予算書ハ左ノ事項ニ従ヒ作製スルコト

一、諸給

内訳 円

		(イ) 某講師謝金 (待遇)		日 当		講義手当	
				宿料	甲 乙	甲 乙	一時間十五円
		船賃	鉄道賃		甲	日分	時間分
		急行税	急行料	自某地至某地	夜分	日分	
		通行税	通行料	(必ズ詳細記載ノコト)			
		乗車賃(船賃)		料数	円 錢	円 錢	
		船賃	鉄道賃	等級	円 錢	円 錢	
		円 錢	円 錢		円 錢	円 錢	
		計					
		切上ゲ(又ハ切捨テ)					
		円 錢	円 錢				

二、雜費 円 錢

内訳

自動車代	某講師送迎用	一回	円 錢	回分	円 錢
茶菓弁当代	某講師用	一人	円 錢	人分	円 錢
速記料	某講師講義用	一時間	円 錢	時間分	円 錢
		計			

三、合計 円 錢

一、講師ノ謝金ハ一時間十五円以内ノ割ノ講義手当ニ内國旅費規則ニ準ジタル旅費(鐵道賃、船賃、日當、宿泊料)
ヲ含メタルモノトスルコト

一、講師ト共ニ座談会ヲ実施シタルトキハ前項講義手当及旅費ニ一時間十円以内ノ手当ヲ増額スルモ差支ナキコト
一、講師ノ待遇ハ左記ニ依ルコト

親任官待遇

親任官ノ現職ニアルモノ	勅任官ノ現職ニアルモノ
元親任官タリシモノ	元勅任官タリシモノ

勅任官待遇

奏任官ノ現職ニアルモノ	元奏任官タリシモノ
-------------	-----------

奏任官五等以上ノ待遇

奏任官タリシモノ

官等ナキモノニ就イテハ其ノ身分ニ応ジテ計算スルコト

一、数校聯合シテ実施スル場合

(イ) 一校ニテ支出スベキ講師謝金ハ一定ノ講義手当、講師ノ任地若クハ住所地又ハ前講義校所在地ヨリ其ノ校所

在地迄ノ鉄道、船、車馬賃、講師ノ任地若クハ住所地又ハ前講義所在地出発ノ日ヨリ其ノ校所在地出発ノ前

日迄ニ至ル日数ノ日当、日当ヲ支払フベキ日数ト同夜数ノ宿泊料トヲ含メタルモノトスルコト

(ロ) 最後ノ講義校ニ於テ支出スベキ講師謝金ハ、一定ノ講義手当、前講義校所在地ヨリ其ノ校所在地ニ至ル迄ノ

鉄道、船、車馬賃並ニ其ノ校所在地ヨリ講師ノ任地若クハ住所地ニ至ル迄ノ鉄道、船、車馬賃、前講義校所

在地出発ノ日ヨリ講師ノ任地若クハ住所地ニ到着迄ノ日数ニ依ル日当、日当ヲ支払フベキ日数ヨリ一日少キ

夜数ノ宿泊料トヲ含メタルモノトスルコト

一、講師ニ対スル謝金（講義手当ト旅費トヲ合算シタルモノ）ニ端数ヲ生ジタルトキハ二円五十銭未満ノ場合ハ之ヲ切棄テ二円五十銭以上ノ場合ハ五円ニ切上ゲ七円五十銭未満ノ場合ハ之ヲ五円ニ切下ゲ七円五十銭以上ノ場合ハ十円ニ切上ゲルコト

一、速記料ハ一時間七円以内トス

但地方ノ状況ニ依リ右ノ標準ニ拠リ難キ場合ハ予メ本省ニ合議スルコト

一、大学学校ニ於テ講義速記録ヲ印刷利用スル場合ハ速記録ヲ添付ノ上左記ノ事項ヲ記載シタル印刷頒布願ヲ本局ニ提出スルコト

イ、講師ノ承諾ヲ得タルコト

ロ、印刷物ノ書名（他ノ印刷物ニ登載スル場合ハ其ノ書名）

ハ、発行者

二、発行部数

木、頒布ノ範囲及其ノ方法

- 一、印刷物ニハ教學局藏版ナル旨表示スルコト
- 二、印刷物ハ原則トシテ無料頒布トスルコト
- 三、印刷物ハ出来次第第十部本局ニ提出スルコト
- 四、雜費ハ適當額計上差支ナキコト 但出来得ル限り節約ノコト
- 五、收支決算書ハ左ノ事項ニ従ヒ作製スルコト

科 目	予 算 額	支 出 額	残 額	備 考
諸 給				
雜 費				
計				

支出内訳

諸
給

某講師謝金 円
 (講義手当 旅費) 円 円

雜
費

茶菓弁当料 円
 (某講師講義用)

自動車料 円 (全
速記料 円 (全
)

「史料15」

教収第二八二号

発指一号

昭和十七年四月二十八日

教学局長官

名古屋高等商業学校長殿

日本文化講義実施ニ関スル件

昭和十七年度標記文化講義ハ大東亜共榮圏建設ノ歴史的使命ニ鑑ミ内容ノ充実清新化ヲ図ルベク左記要綱ニ基キ実施相成度此段及通牒

記

日本文化講義要綱

一、目的

大学・高等専門学校ノ学生・生徒ニ対シ各方面ヨリ広ク日本文化ニ関スル講義ヲ課シ以テ国民的性格ノ涵養及
ビ日本精神ノ發揚ニ資スルト共ニ日本独自ノ學問文化ニ関スル十分ナル理解体認ヲ得シムルヲ以テ目的トス

二、講 義

イ回数及ビ時間数

年三回 総時間数六乃至九時間ヲ標準トス

但割当経費ノ範囲内ニ於テ適宜増減差支ナシ

口聯合実施

各学（校）間ニ於テ努メテ聯合実施ヲ行ヒ経費ノ節約並ニ講師出講ノ利便ヲ計ルコト

ハ連続講義

二回又ハ二回以上同一講師ニヨル連続講義ヲ行ヒ精深ナル考究ヲナサシムト共ニ回数・時間数ノ増加ヲ

凶ルヤウ工夫フルモ差支ナシ

ニ学内講師ニヨル特別連続講義

学外ヨリ適當ナル講師ヲ得難ク学内ニ適當ナル講師アルトキハ学内講師ニヨル特別連続講義ヲ実施スルコトヲ得

コノ場合ハ謝金ヲ若干減額スルモ差支ナシ

木座談会

経費ノ範囲内ニ於テ講義終了後教職員及ビ学生・生徒有志ヲ以テ座談会ヲ実施シ質疑応答ニヨリ講義ノ効果ヲ確実ナラシムルコト

ヘ本講義ハ必修科目又ハ学科目ニ準ジテ行フコト

二、講 師

講師ニ関シテハ特ニ慎重ニ考慮シ本講義ノ目的達成ニ最モ適當ト認メラル學者、實際家ヲ選ビナルベク新進氣銳ノ士ヲモ迎フルコトニ力メ本局ト合議ノ上決定スルコト

講師ヘノ依頼ハ直接學校ニ於テ行フコト

四、經 費

本年度貴學（校）割当経費ハ貳百五拾五円トシ四期ニ分割令達ス

本経費ハ増額セズ

五、実施方法

実施計画書及ビ予算書ヲ予メ教學局長官提出シソノ承認ヲ得テ実施スルコト
計画書及ビ予算書ハ左ノ各項ニ従ヒ記載スルコト

イ計画書

講師官職氏名　講義日時及び時間数

講義内容又ハ題目

高等学校ニ於テハ学科日トノ關係

変更ノ場合ハソノ都度報告スルコト

事情ニヨリ講師依頼ヲ教學局ニ委嘱スルトキハソノ旨明記スルコト

ロ予算書

別記注意事項ニ依リ記載スルコト

六、実施状況報告及ビ収支決算書

イ実施状況報告

講義終了ノ都度左ノ各項ニ関シ報告スルコト

講師官職氏名　講義題目　講義日時及ビ時間数　講義要旨　講師ノ講義状況　学生・生徒ノ感想　座談会ニ於ケル中心題目　講師演述ノ状況　出席学生・生徒数　学生・生徒ノ質問・意見ノ要旨又ハ傾向其ノ他

ロ収支決算書

本年度講義完了後直チニ別記注意事項ニ依リ報告スルコト

七、速記

講義ヲ速記ニ附シタルトキハ速記録出来次第之ヲ教学局長官ニ提出スルコト
速記ヲ利用スル場合ハ別記注意事項ニヨルコト

日本文化講義実施ニ関スル注意事項

- 一、予算額　左ノ事項ニ従ヒ作製スルコト
- 序　費
- 雜給及ビ雜費

イ、雜給

円 錢

講義手当一時間

時間分

円

日 当 甲 乙

宿泊料
乙 甲 日 夜 日
円 円 円 円

鐵道貨船賃

某講師謝金

乗車賃(船賃)

円 錢

自某地経某地至某地

料数 等級

通行税
急行料
急行税

円 錢 円 錢

計

切上ゲ切下ゲ又ハ打切り

傭人料、講義補助車手当等

口、雜費

円 錢

自動車料某講師送迎用一回

円 錢

茶菓弁当料某講師用一人

円 錢

錢 錢 回分

人分

円 錢

円 錢

速記料某講師講義用一時間 円

時間分 円

講堂借用料

其ノ他

ハ、計 円 錢

二、講師謝金

講師謝金ハ一時間一五円以内ノ講義手当、一〇円以内ノ座談会手当ニ内國旅費規則ニ準ジタル旅費相当額（鉄道賃、船賃、日当、宿泊料）ヲ含メタルモノトシ、端数ヲ生ジタルトキハ二円五〇錢未満ハ切捨テ二円五〇錢以上ハ五円ニ切上ゲ七円五十錢未満ハ五円ニ切下ゲ七円五〇錢以上ハ十円ニ切上ケ差支ヘナシ但経費ノ都合ニヨリ若干減額スルコトヲ得

殊ニ一等鉄道賃相当額ヲ含ム場合ハ講師ノ身分ニ応ジ適宜減額スルコトヲ得

三、講師待遇

親任官待遇

親任官ノ現職ニアルモノ及ビ親任官ノ前官礼遇ヲ受クルモノ

勅任官待遇

元親任官タリシモノ

勅任官ノ現職ニアルモノ

奏任五等以上ノ待遇

元勅任官タリシモノ
奏任官ノ現職ニアルモノ

官等ナキモノニ就イテハ社会的地位ヲ考慮シテ定ムルコト

四、聯合実施ノ場合

イ、一校ニテ支出スベキ講師謝金ハ左ノ各項ニ依ル額ヲ含メタルモノトス

講義手当並ニ座談会手当

講師ノ任地若クハ住所地又ハ前講義学校所在地ヨリ其ノ学校所在地迄ノ鉄道賃、船賃
講師ノ任地若クハ住所地又ハ前講義学校所在地出発ノ日ヨリ其ノ学校所在地出発ノ前日迄ニ至ル日数ノ日
当

日当ヲ支払フベキ日数ト同夜数ノ宿泊料

ロ、最後ノ講義校ニ於テ支出スベキ講師謝金ハ左ノ各項ヲ含メタルモノトス

講義手当並ニ座談会手当

前講義学校所在地ヨリ其ノ学校所在地ニ至ルマデノ鉄道賃、船賃

其ノ学校所在地ヨリ講師ノ任地若クハ住所地ニ至ル迄ノ鉄道賃、船賃

前講義学校所在地出発ノ日ヨリ講師ノ任地若クハ住所地ニ到着迄ノ日数ノ日当

日当ヲ支払フベキ日数ヨリ一日少キ夜数ノ宿泊料

ハ、経費ノ都合上聯合学校相互間ニ於テ其ノ都度適宜分担区分ヲ定ムルモ差支ナシ
但右ノ場合ハ経費総額ヲ算出シ各校ノ分担金ヲ明記スルコト

五、速記料

一時間一〇円ヲ標準トス

六、速記録

イ、講義速記録ヲ印刷利用スル場合ハ速記録ヲ添付ノ上左ノ事項ヲ記載シタル印刷頒布願ヲ教學局長官ニ提出スルコト

一、講師ノ承諾ヲ得タルコト

二、印刷物ノ書名（他ノ印刷物ニ登載スル場合ハ其ノ書名）

三、発行者

四、発行部数

五、頒布ノ範囲及ビ其ノ方法

口、印刷物ニハ日本文化講義速記録ナル旨表示スルコト

ハ、印刷物ハ原則トシテ無料頒布トスルコト

ニ、印刷物ハ出来次第十部教學局長官ニ提出スルコト

七、雜費ハ適當額計上差支ナキモ出来得ル限り節約ノコト

八、収支決算書

左ノ様式ニヨリ作製スルコト

雜給及ビ雜費	序 費	令 達 額	支 出 額	殘 額	備 考

支出内訳

某講師分

　　序　　費

雜給及ビ雜費

雜給

謝金
講義手當
旅費

手当

雜費

〔史料16〕

教収第二三三二号

発学二〇号

昭和十八年五月二十一日

名古屋高等商業学校長殿

文部省教學局長

昭和十八年度ニ於テ実施可相成日本文化講義ハ別紙要綱ニ基キ実施相成度此段及通牒

尚本年度ハ大東亜戦争ノ完遂、大東亜共栄圏建設ニ邁進シツツアル我国ノ歴史的使命ニ鑑ニ益々内容ノ充実ト効果ノ徹底トヲ計リ本講義本来ノ目的達成ニ力ヲ注グト共ニ戰時下学徒ノ自覺ヲ全カラシムルヤウ御配慮相成度

日本文化講義要綱

一、目的

大学、高等専門学校ノ学生、生徒ニ対シ各方面ヨリ広ク日本文化ニ関スル講義ヲ課シ以テ国民的性格ノ涵養及日本精神ノ発揚ニ資スルト共ニ日本独自ノ學問文化ニ關スル十分ナル理解体認ヲ得シムルヲ以テ目的トス

二、講義

イ 講師

講師ニ関シテハ特ニ慎重ニ考慮シ本講義ノ目的達成ニ最モ適當ト認メラルル学者、実際家ヲ選ビナルベク新進氣鋭ノ士ヲモ迎フルコトニ力メ本局ト合議ノ上決定スルコト

講師ヘノ依頼ハ直接学校ニ於テ行フコト

ロ 講義内容

広ク日本文化ニ関スル講義ノ外時局ニ鑑ミ日本世界觀及國民鍊成ノ問題、食料及生產増強ノ問題、思想戦ノ問題ソノ他広ク大東亜共栄圏建設ノ諸問題ニ關スル講義ヲモ加ヘ十分効果ヲ収ムルヤウ工夫スルコト

三、実施方法

イ 回数及時間数

年三回、総時間数六乃至九時間ヲ標準トス

但割当額ノ範囲内ニ於テ適宜増加差支ナシ

口聯合実施

各学校間ニ於テ努メテ聯合実施ヲ行ヒ経費ノ節約並ニ講師出講ノ利便ヲ計ルコト

本年度ヨリ師範学校ニ於テモ本講義ヲ実施スルコトトナリタルヲ以テ同校トノ聯合実施ヲモ考慮スルコト

ハ連続講義

講義内容ヲ十分理解把握セシメ精深ナル考究ヲナサシムルタメニ一回又ハ二回以上同一講師ニヨル連続講義

ヲ実施シ回数、時間数ノ増加ヲ因ルモ差支ナシ

ニ座談会

割当経費ノ範囲内ニ於テ講義終了後教職員及学生、生徒有志ヲ以テナルベク座談会ヲ実施シ質疑応答ニヨ

リ講義ノ効果ヲ確実ナラシムルコト

ホ其ノ他

時日ニ余裕アリテ可能ナル時ハ講師ヨリ予メ講義要項ノ提出ヲ求メ臘写シテ之ヲ配布シ聽講ノ準備ヲナサシムルコト

講義終了後学生、生徒ヲシテ講義梗概及ソノ感想ヲ提出セシメ講義内容ヲ確実ニ把握セシムルコト

本講義ハ必修科目又ハ学科目ニ準ジテ行フコト

四、経 費

本年度貴学（校）割当経費ハ三〇〇円トシ四期ニ分割令達ス

五、実施上ノ注意

実施計画書及ビ予算書ヲ予メ教学局長宛提出シソノ承認ヲ得テ実施スルコト
計画書及ビ予算書ハ左ノ各項ニ従ヒ記載スルコト

イ計画書

講師官職氏名、講義日時及ビ時間数

講義内容又ハ題目

変更ノ場合ハソノ都度報告スルコト

ロ予算書

別記注意事項ニ依リ記載スルコト

六、実施状況報告

講義終了ノ都度左ノ各項ニ関シ報告スルコト

講師官職氏名、講義題目、講義日時及時間数、詳細ナル講義要旨、講師ノ講義状況、学生・生徒ノ感想
座談会ニ於ケル中心題目、講師演述ノ状況、出席学生、生徒数

学生、生徒ノ質問意見ノ要旨又ハ傾向

ソノ他今後実施上参考トナルベキ事項

七、収支決算書

本年度講義完了後直チニ別記注意事項ニヨリ報告スルコト

八、速記

講義ヲ速記ニ附シタルトキハ速記出来次第之ヲ教學局長宛提出スルコト
速記ヲ利用スル場合ハ別記注意事項ニヨルコト

日本文化講義実施ニ関スル注意事項

一、予算額 左ノ事項ニ従ヒ作製スルコト

序 費

雜給及ビ雜費

イ 雜 紿

円 錢

講義手当一時間

円 時間分

日 当

宿泊料
甲 乙 甲
夜 夜 日 日

円 円 円 円

某講師謝金

鐵道賃船賃

自某地經某地至某地

乗車賃（船賃）

杆数 等級

通行税

急行料

円 錢 円 錢

計

切上ゲ切下ゲ又ハ打切り

傭人料、講義補助車手当等

円 錢 円 錢

口 雜 費 円 錢

自動車料某講師送迎用一回 円

茶菓弁当料某講師用 一人 円

速記料某講師講義用一時間 円

錢 錢 回分
錢 人分
錢 錢

円 円 円
錢 錢

時間分

講堂借用料

其ノ他

ハ 計 円 錢

二、講師謝金

講師謝金ハ一時間一五円以内ノ講義手当、一〇円以内ノ座談会手当ニ内國旅費規則ニ準ジタル旅費相当額（鉄道賃、船賃、日当、宿泊料）ヲ含メタルモノトシ、端数ヲ生ジタルトキハ二円五〇錢未満ハ切捨テ二円五〇錢以上ハ五円ニ切上ゲ七円五十錢未満ハ五円ニ切下ゲ七円五〇錢以上ハ十円ニ切上ケ差支ヘナシ

但経費ノ都合ニヨリ若干減額スルコトヲ得

殊ニ一等鉄道賃相当額ヲ含ム場合ハ講師ノ身分ニ応ジ適宜減額スルコトヲ得

三、講師待遇

親任官待遇 親任官ノ現職ニアルモノ及ビ親任官ノ前官礼遇ヲ受クルモノ

勅任官待遇

元親任官タリシモノ

勅任官ノ現職ニアルモノ

奏任五等以上ノ待遇

元勅任官タリシモノ

奏任官ノ現職ニアルモノ

官等ナキモノニ就イテハ社会的地位ヲ考慮シテ定ムルコト

四、聯合実施ノ場合

イ一校ニテ支出スベキ講師謝金ハ左ノ各項ニ依ル額ヲ含メタルモノトス

講義手当並ニ座談会手当

講師ノ任地若クハ住所地又ハ前講義学校所在地ヨリ其ノ学校所在地迄ノ鉄道賃、船賃

講師ノ任地若クハ住所地又ハ前講義学校所在地出発ノ日ヨリ其ノ学校所在地出発ノ前日迄ニ至ル日数ノ日当

日当ヲ支払フベキ日数ト同夜数ノ宿泊料

口最後ノ講義校ニ於テ支出スベキ講師謝金ハ左ノ各項ヲ含メタルモノトス

講義手当並ニ座談会手当

前講義学校所在地ヨリ其ノ学校所在地ニ至ルマデノ鉄道賃、船賃

其ノ学校所在地ヨリ講師ノ任地若クハ住所地ニ至ル迄ノ鉄道賃、船賃

前講義学校所在地出発ノ日ヨリ講師ノ任地若クハ住所地ニ到着迄ノ日数ノ日当

日当ヲ支払フベキ日数ヨリ一日少キ夜数ノ宿泊料

ハ経費ノ都合上聯合学校相互間ニ於テ其ノ都度適宜分担区分ヲ定ムルモ差支ナシ

但右ノ場合ハ経費総額ヲ算出シ各校ノ分担金ヲ明記スルコト

五、速記料

一時間一五円以内ヲ標準トス

六、速記録

イ講義速記録ヲ印刷利用スル場合ハ速記録ヲ添付ノ上左ノ事項ヲ記載シタル印刷頒布願ヲ教學局長ニ提出スル

コト

一、講師ノ承諾ヲ得タルコト

二、印刷物ノ書名（他ノ印刷物ニ登載スル場合ハ其ノ書名）

三、発行者

四、発行部数

五、頒布ノ範囲及ビ其ノ方法

口印刷物ニハ日本文化講義速記録ナル旨表示スルコト

ハ印刷物ハ原則トシテ無料頒布トスルコト

二印刷物ハ出来次第十部教学局長ニ提出スルコト

雜費ハ適當額計上差支ナキモ出来ル限り節約ノコト

□ 収支決算書

左ノ様式ニヨリ作製スルコト

序	費	令 達 額	支 出 額	残 額	備 考

支出内訳

某講師分

序 費

雜給及ビ雜費

雜給

謝金
講義手當
旅費

手當

雜費

「史料17」

指三九八

発教八一号

昭和十九年六月一日

文部省教学局長

名古屋経済専門学校長殿

日本文化講義実施ニ関スル件

昭和十九年度ニ於テ実施可相成日本文化講義ハ別紙要綱ニ基キ実施相成度此段及通牒

尚本年度ハ緊迫セル時局ニ鑑ミ決戦下学徒ノ本文ヲ全カラシムベク十分本講義ヲ活用シソノ成果ヲ挙グルヤウ御

配慮相成度

追而貴校ニアリテハ工業經營専門学校生徒ヲモ聽講セシメラルルヤウ御取計相成度

日本文化講義要綱

一、目的

大學・高等専門学校ノ学生生徒ニ対シ日本独自ノ学問文化ニ関スル十分ナル理解体認ヲ得シメ日本世界觀ノ確立、必勝信念ノ昂揚ニ資スルヲ以テ目的トス

二、講義

イ 講師

講師ハ学者宗教者実際家等広ク本講義ノ目的達成ニ適當ト認メラル者ヲ選ビ一回ニ付三名以上ヲ選出シ本局ト合議ノ上決定スルコト

尚急ヲ要スル場合ハ電信又ハ電話ニヨリ本局ト合議スルモ差支ナシ

講師ヘノ依頼ハ学校ニ於テ行フコト 尚ソノ際講師ノ本屬長官又ハ學校長宛便宜供与方申請ヲナスコト
講師ノ旅行証明書ハ学校ニ於テ発行スルコト

口 講義内容

広ク日本文化ニ関スル講義ノ外日本世界觀、皇國勤労觀、食料及生產增強問題、国防問題、國際思想戰、
大東亜事情等時局ニ関スル講義ヲモ加ヘ十分効果ヲ収ムルヤウ工夫スルコト
但本講義ノ目的ニ鑑ミ自然科学或ハ時局問題ニノミ偏セザル様留意スルコト

三、実施方法

イ 回数及時間数

年三回総時間数六乃至九時間ヲ標準トス

但学徒勤労動員ソノ他学校ノ事情ニ即応シ割当経費ノ範囲内ニ於テ適宜有効ナル計画ヲ樹ツルコト
場合ニヨリテハ勤労現場ニ於テ本講義ヲ実施スルモ差支ナシ

ロ 聯合実施

各学校間ニ於テ努メテ聯合実施ヲ行ヒ経費ノ節約並ニ講師出講ノ利便ヲ計ルコト

ハ 連続講義

講義内容ヲ十分理解把握セシメ精深ナル考究ヲナサシムルタメ同一講師ニヨル連続講義ヲ実施スルモ差支
ナシ

ニ 座談会

割当経費ノ範囲内ニ於テ講義終了後教職員及生徒有志ヲ以テナルベク座談会ヲ実施シ質疑応答ニヨリ講義
ノ効果ヲ確実ナラシムルコト

ホ 其ノ他

時日ニ余裕アリテ可能ナル時ハ講師ヨリ予メ講義要項ノ提出ヲ求メ臘写シテ之ヲ配布シ聽講ノ準備ヲナサ
シムルト共ニ学生生徒ニ体シ本講義ノ目的ヲ徹底セシメ学生生徒ノ積極的研究ヲ促ス等充分分配慮スルコト

四、経 費

本年度貴学（校）割当経費ハ三五〇円トシ別途支払委任ス 尚本年度ハ予算書ノ提出ハ必要無之ニ付經理ニ閑

シテハ別記注意事項ニ從ヒ貴学（校）ニ於テ処理スルコト

五、実施上ノ注意

実施計画書ヲ予メ教學局長宛提出シソノ承認ヲ得テ実施スルコト
計画書ハ左ノ各項ニ從ヒ記載スルコト

講師官職氏名、講義日時及時間数、講義内容又ハ題目

六、実施状況報告

講義終了ノ都度一箇月以内ニ左ノ各項ニ從ヒ報告スルコト

講師官職氏名、講義題目、講義日時及時間数、詳細ナル講義要旨（本局ヨリ指示アリタル場合ニハ其速記録）

講師ノ講義状況、生徒ノ感想、座談会ニ於ケル中心題目、講師演述ノ状況、出席生徒数、生徒ノ質問意見ノ要旨又ハ傾向ソノ他今後ノ実施上参考トナルベキ事項

七、収支決算書

講義終了ノ都度一箇月以内ニ別記注意事項ニヨリ報告スルコト

日本文化講義実施ニ関スル注意事項

一、講師謝金

(イ)講師謝金ハ一時間一五円以内ノ講義手当、一〇円以内ノ座談会手当ニ内國旅費規則ニ準ジタル旅費相当額（鉄道賃、船賃、日当、宿泊料）ヲ含メタルモノトシ、端数ヲ生ジタルトキハ二円五〇銭未満ハ切捨テ二円五〇銭以上ハ五円ニ切上ゲ七円五十銭未満ハ五円ニ切下ゲ七円五〇銭以上ハ十円ニ切上ケ差支ヘナシ

但経費ノ都合ニヨリ若干減額スルコトヲ得

(ロ)聯合実施ノ場合ニ於ケル各校ノ支出スベキ講師謝金ニ関シテハ聯合学校相互間ニ於テ十分打合セヨナシ其ノ
都度適宜分担区分ヲ定ムルコト

(ハ)旅費等実費相当額ヲ含メタル場合ハ之ヲ控除シタル額ニ課税スルコト

二、講師待遇

親任官待遇 親任官ノ現職ニアルモノ及親任官ノ前官礼遇ヲ受クルモノ

勅任官待遇 元親任官タリシモノ

勅任官ノ現職ニアルモノ

元勅任官タリシモノ

奏任官待遇 奏任任官ノ現職ニアルモノ

元奏任官タリシモノ

官等ナキモノニ就イテハ社会的地位ヲ考慮シテ定ムルコト

三、速記料

一時間二〇円以内ヲ標準トス

四、速記録

(イ) 講義速記録ヲ印刷利用スル場合ハ速記録ヲ添付ノ上左ノ事項ヲ記載シタル印刷頒布願ヲ教學局長宛提出ス
ルコト

一、講師ノ承諾ヲ得タルコト

二、印刷物ノ書名（他ノ印刷物ニ登載スル場合ハ其ノ書名）

三、発行者

四、発行部数

五、頒布ノ範囲及ビ其ノ方法

印刷物ニハ日本文化講義速記録ナル旨表示スルコト

印刷物ハ原則トシテ無料頒布トルコト

印刷物出来次第十部教学局長宛提出スルコト

五、

雜費

雜費ノ中茶菓弁当料ハ一回三円以内トシソノ他ハ適當額計上差支ナキモナルベク節約ノコト

六、収支決算書

左ノ様式ニヨリ作製スルコト

事務費 諸給与	令達額			支出額
	今回支出額	前回迄ノ支出額	計	
			残額	
			備考	

支出内訳

某講師分

諸給与

謝金講義手当
旅費

事務費

序費及雜費ハ各事項別ニ記載スルコト

「史料18」

経教収九三〇

発教八一号

昭和十九年十二月四日

文部省教学局長

名古屋経済専門学校長殿

昭和十九年度日本文化講義実施ニ関スル件

標記ニ関シテハ本年六月一日発教八一号通牒ニ依リ着々実施又ハ計画中ノコトト存ズルモ学徒勤労動員強化等ノ措置ニ因リ相当其ノ実施ニ工夫ヲ要スルモノ有之ト認メラルニ付左記参考ノ上実施未済ノ場合ハ速ニ之ガ実施相成様致度、尚講師依嘱等ニ付テモ力メテ斡旋可致ニ付特ニ緊密ナル連絡相成度

一、勤労動員中学徒ノ要望ハ教養識見ノ長養ニ資スベキ文化的施設ノ開設方極メテ熾烈ナルモノ有之ニ鑑ミ極力本講義を活用実施シ之ニ応ヘラレ度キコト

二、工場、事業場側ニ本講義実施ノ趣旨ヲ理解セシムルト共ニ十分協力セシムルコト

三、学徒ノ大多数勤労動員中ノモノニアリテハ努メテ動員先現場、宿寮等ニ於テ実施シ得ル如ク措置スルコト

但シ可成生産ニ支障ナキ様留意スルコト

四、出動校、数校アル工場、事業場ニ於テハ各校協議シ聯合実施等ノ方法ニヨルヲ得ルコト

五、出動先ニ於ケル学識経験者ニシテ適當ナルモノアレバ講師トシテ委嘱シ得ルコト

六、本講義実施ニ依リ授業不足ヲ補フニ努ムルコト

七、本年度ニ於テ本講義実施不能ノ見込ナルモノハ他ニ経費流用不能ニ付至急其ノ旨通知セラレタキコト

〔史料19〕

経教収三六一

発教六六号

昭和二十年六月十七日

名古屋経済専門学校長殿

文部省教学局長

日本文化講義実施ニ関スル件

日本文化講義ハ昭和十一年度之ヲ実施以来其ノ運営極メテ適切ナリシタメ逐年其ノ成果大イニ挙リ学徒ノ識見ヲ長養シ教養ヲ啓培セルトコロ極メテ大ナルモノアリ 本年度ニ於テハ愈々苛烈ナル戰局ニ即応シテ別紙要綱ニ依リ之ガ有効ナル実施ヲ御考慮相成度 特ニ動員ノ強化ニ因リ授業ヲ受クル機會少キ学徒ニ対シ十分本講義ヲ活用シテ教育ノ効果ヲ挙グル様致度此段及通牒

追テ貴校ニ在リテハ工業専門学校（工業経営専門学校）生徒ニモ聽講セシメラルル様御取計相成度

日本文化講義実施要綱

一、目的

皇國隆替ノ秋ニ当リ大学高等専門学校ノ学生生徒ニ対シテ我ガ國ノ學問、文化、思想ニ關スル十分ナル理解体認ヲ得シメ以テ神州護持ノ信念ヲ昂揚シ愈々学徒ノ本分ヲ完カラシムルヲ以テ目的トス

二、講義

イ 講師

講師ハ学者、思想家、宗教家、実際家又ハ動員先ニ於ケル学識経験者等ニ付広ク本講義ノ目的達成ニ適当ト認メラル候補者十名内外ヲ選定ノ上速ニ本局ニ承認ヲ得ラレ度 之ヲ変更又ハ追加シタルトキ亦

同シ 尚右承認済講師ニ依ル文化講義ハ実施ノ都度事前協議ハ之ヲ要セズ

講師ヘノ依頼ハ原則トシテ学校側ニテ行ヒ、講師ノ本屬長官宛ノ便宜供与方申請、講師ノ旅行証明書ノ発行及宿舎ノ斡旋等ニ關シテモ手配スルコト

口講義内容

国体、日本精神ニ基ク我ガ國ノ文化、學問、思想ニ關スル講義ハ勿論之ニ基ク世界觀、國家觀、人生觀等或ハ内外思想ノ動向、国防、生産ノ問題等廣ク本講義ノ目的達成ニ適切ト認メラルモノトシ十分効果ヲ收ム様工夫スルコト 但シ特ニ自然科学或ハ時局問題ニノミ偏セザル様注意スルコト

三、実施方法

学徒動員ノ成果ヲ飛躍的ニ増強セシムルヲ目途トシテ之ヲ実施シ苟モ動員中ノ事業ヲ阻害スルコトナキ様極力実情ニ即応セシムルコト 尚交通其ノ他開催ヲ困難ナラシムル事情多キコトヲ勘案シ周到ナル年度計画ヲ樹テ速カニ実施スルコト

イ回数及時間数

帝國大學ニ在リテハ割当経費ノ範囲内ニ於テ適當ニ計画スルコト

官立大學及直轄學校ニ在リテハ一回ニ付ニ乃至三時間、年二回ヲ標準トスルコト

口会場

學校動員先現場又ハ宿寮等事情ニ応ジ適當ナル場所ニ於テ実施スルコト

ハ実施時間

出来得ル限り前年度中ニ終了スル様措置スルコト 尚開催ノ時刻等ニツキテモ特ニ工夫スルコト

二連続講義

講義内容ヲ十分理解把握セシメ或ハ一貫セル講義ヲナサシムルタメ同一講師ニヨル連続講義ヲ実施スルモ差支ナキコト

木座談会

割当経費ノ範囲内ニ於テ講義終了後座談会ヲ開キ講師教職員学生生徒等ノ有志ヲ以テ質疑応答懇談ヲナシ講義ノ効果ヲ挙ゲシムルコト

ヘ動員先トノ連絡

学徒動員出動中ノモノニ在リテハ極力工場、事業場側ト連絡シ本講義実施ノ趣旨ヲ理解セシムルト共ニ十分協力セシメ同一工場事業場ニ於ケル公私立諸学校教職員学生生徒及工場事業場職員等ヲ傍聴セシムルモ差支ナキコト

ト聯合実施

各学校間ニ於テ聯合実施ヲ行ヒ経費ノ節約並ニ講師出講ノ利便ヲ計ルコト 尚同一工場事業場ニ出動スル各学校間ニ於テハ時ニ之ヲ考慮シテ実施スルコト

四、実施ニ関スル注意事項

イ講師謝金

講師謝金ハ一時間十五円以内ノ講義手当、十円以内ノ座談会手当ニ内國旅費規則ニ準ジタル旅費相当額（鉄道賃、船賃、日当、宿泊料）ヲ含メタルモノトシ端数ヲ生ジタルトキハ二円五〇銭未満ハ切捨テ二円五〇銭以上ハ五円ニ切上ゲ七円五十銭未満ハ五円ニ切下ゲ、七円五〇銭以上ハ十円ニ切上ケ差支ヘナシ

聯合実施ノ場合ニ於ケル各校ノ支出すべき講師謝金ニ関シテハ聯合学校相互間ニ於テ十分打合セヲナシ其ノ都度適宜分担区分ヲ定ムルコト

旅費等実費相当額ヲ含メタル場合ハ之ヲ控除シタル金額ニノミ課税スルコト

口講師待遇

親任官待遇—親任官ノ現職ニアルモノ及親任官ノ前官礼遇ヲ受クルモノ 勅任官待遇—元親任官タリシモノ、勅任官ノ現職ニアルモノ及元勅任官タリシモノ 奏任官待遇—奏任官ノ現職ニアルモノ及元奏任官タリシモノ 官等ナキモノニ就イテハ社会的地位ヲ考慮シテ定ムルコト

八実施状況報告

講義終了ノ都度一箇月以内ニ左ノ各項ニ從ヒ報告スルコト

(一) 講師官職氏名、講義題目、講義日時、場所及時間数、詳細ナル講義要旨、生徒ノ感想、座談会ニ於ケル中心題目ト其ノ状況、出席生徒数、其ノ他今後ノ実施上参考トナルベキ事項

(二) 収支決算書

左ノ様式ニヨリ作製ノ上報告スルコト但シ予算書ノ提出ハ之ヲ要セズ

事務費	諸給与	令達額		支出額	
		今回支出額	前回迄ノ支出額	計	残額
					備考

支出内訳

某講師分

諸給与

謝金講義手当

旅費

事務費

序費及雜費ハ各事項別ニ記載スルコト

五、本年度貴学（校）割当経費ハ三〇〇円トシ別途支払委任ス

（なかむら・はるひと　名古屋大学史資料室）